

## 5 営業保証金供託済届出書の作成

◆下記様式を購入される方は、用紙販売所（52ページを参照）で購入することができます。また、東京都住宅政策本部ホームページ「申請様式」からダウンロードもできます。

### 「営業保証金供託済届出書」の作成

- 提出部数 正本1部、副本1部
- 添付書類 供託書の写し（原本を必ず持参すること。）、免許通知のはがき
- この届出書の留意事項
  - ◇ この書面は、営業保証金を供託した後に③番窓口へ持参し提出すること（12ページ参照）。
  - ◇ 供託物を差し替えた場合等においても、この届出が必要です。
  - ◇ 「供託の原因」の欄は、該当するものの番号を記入すること。
  - ◇ 「今回の供託に係る事務所に関する事項」の欄は、供託の原因が「不足額の発生」である場合には記入しないこと。
- 更新免許申請の場合、この書類は必要ありません。
- 国土交通大臣免許の方は、関東地方整備局に持参して提出してください（71ページ参照）。

### ◆ 「営業保証金供託済届出書」の記入例

様式第七号の六（第十五条の五関係）

(A4)

4.1.0

## 営業保証金供託済届出書

○年○月×日

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
東京都知事

届出者 商号又は名称 **株式会社 都庁不動産**

郵便番号 (163 - 8001)

主たる事務所の所在地 **東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
○×ビル3階3401号**

氏名 **代表取締役 東京 太郎**  
(法人にあっては、代表者の氏名)  
電話番号 (03) 5321 - △△△△  
ファクシミリ番号 (03) 5388 - ××××

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号  
\* \* 13 (1) 88××××

供託の原因	1. 新規免許の取得（法第25条） 2. 事務所の新設（法第26条） 3. 不足額の発生（法第28条） 4. 保管替え等（法第29条） 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） 6. 変換（差し替え）	
1		
供託番号	供託年月日	供託所
R05年度 ①金 2. 証 第 4:0:0 号	令和5年○月×日	東京 法務局 支局出張所
金銭の場合の供託額（円）		1,000,000.00
有価証券の場合の供託額		額面 円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）		
振替国債の場合の供託額（円）		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日
	年度 1. 金 2. 証 第 号	年 月 日
	年度 1. 金 2. 証 第 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に関する事項	名称	所在地
	本店	新宿区西新宿二丁目8番1号○×ビル3階3401号

確認欄

\*